

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術として  
**厚生労働省より掲示が求められている手術の件数**  
 (手術の件数は令和7年1月～12月に実施したものです。)

1. 区分1に分類される手術		手術の件数	
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	25	
イ	黄斑下手術等	0	
ウ	鼓室形成手術等	0	
エ	肺悪性腫瘍手術等	124	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	253	
2. 区分2に分類される手術		手術の件数	
ア	靭帯断裂形成手術等	9	
イ	水頭症手術等	58	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	93	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	49	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	18	
3. 区分3に分類される手術		手術の件数	
ア	上顎骨形成術等	0	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術 (両葉)	0	
エ	母指化手術等	0	
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	8	
キ	同種腎移植術等	0	
4. 区分4に分類される手術		手術の件数	
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術		642	
5. その他のもの		手術の件数	
ア	人工関節置換術	84	
イ	乳児外科施設基準対象手術	0	
ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術(電池交換を含む)	206	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	100	
オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞	7
		不安定狭心症	6
		その他	62
オ	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞	117
		不安定狭心症	46
		その他	182